

機能訓練特化型デイサービスがじゅまる
地域密着型通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人玄一会（以下「事業者」という。）が設置する機能訓練特化型デイサービスがじゅまる（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、地域に暮らす高齢者が抱える社会的孤立、心身機能維持、利用者の家族の身体的・精神的負担などの軽減・緩和を図ることを目的として、適切な地域密着型通所介護を提供する。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 機能訓練特化型デイサービスがじゅまる

(2) 所在地 彦根市川瀬馬場町 1082 番地 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従事者

生活相談員 1人以上

介護職員 2人以上

看護職員 1人以上

機能訓練指導員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者及びその家族に対する相談助言、他の従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、地域密着型通所介護の介護業務に当たる。

看護職員は、利用者の健康チェックを実施し、利用者の健康面を管理・支援します。また、同一法人であるなかつか内科医院と看護体制の連携をとり、密接かつ適切な配置を行い利用者及びご家族が安心してサービスを利用できるよう体制を整えます。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月・火・水・木・金・土曜日（祝日を含む）とする。
ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時00分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 1単位目 9時00分から12時15分までとする。
2単位目 13時30分から16時45分までとする。

(地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、

1単位目 15名 2単位目 15名の1日合計30名とする。

合計定員数は、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

(地域密着型通所介護の内容)

第8条 地域密着型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 地域密着型通所介護計画の作成
- (2) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 日常生活上の世話
(利用料等)

第9条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う介護サービスの送迎に要した交通費は、通常の事業の実施区域を越えて1kmごとに20円を徴収するものとする。

3 おむつ代については、実費を徴収する。

4 レクリエーション費用については、実費を徴収する。

5 利用者は、地域密着型通所介護の提供日の前営業日の17時30分までに地域密着型通所介護の利用を中止することができる。利用者が期限までに利用中止を事業者申し出ることなく、当該サービスの利用を中止した場合には、キャンセル料として介護報酬告示上の額を事業者へ支払うものとする。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない。

6 その他、地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収証を交付する。

8 地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、

利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、彦根市の区域とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

（苦情処理）

第15条 地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した地域密着型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報保護）

第16条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する

法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人及び利用者の家族の了解を得るものとする。

(人権の擁護・虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため責任者を設置するほか、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護・虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他人権の擁護・虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(暴力団排除に関する遵守事項)

第18条 事業を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従事者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(運営推進会議)

第19条 当事業所の運営する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有するものに対し、単に運営上の報告を行うだけでなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込み、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6箇月に1回以上とする。
- 4 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くこととする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業者は、従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約等の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人玄一会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第21条 業務継続計画

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続するため及び非常時の早期業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従い必

要な措置を講じるものとする

- (2) 従業者に対し、業務継続計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的を実施する
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて変更する

第22条 衛生管理及び感染症

- (1) 従業者の清潔保持及び健康状態について管理を行います
- (2) 設備及び備品等についても衛生的な管理を実施します
- (3) 事業所において感染症が発生又はまん延しないよう措置するものとする
- (4) 委員会を設置し、概ね6か月に1回以上感染委員会を開催
- (5) 感染予防及びまん延防止のための指針整備する
- (6) 従業者に対し感染予防及びまん延防止についての研修および訓練を実施する

第23条 虐待・身体拘束防止

- (1) 事業所は利用者及び職員等の人権の擁護、虐待及び身体拘束等の発生又は防止をす
るための措置を講じるものとする
- (2) 虐待及び身体拘束防止に関しての措置を適切に実施するために責任担当者を設置
- (3) 虐待及び身体拘束防止の対策を図るための委員会を設置し、虐待及び身体拘束防止
委員会を定期的実施し従業者に対し研修、周知徹底をする
- (4) 虐待を受けたと思われる事項が確認された場合は、速やかに市町村に通報する
- (5) 虐待及び身体拘束防止のための指針の整備
- (6) 事業者は身体又は生命を保護するため、緊急にてやむを得ない場合を除き身体拘束
は行わないものとする

第24条 ハラスメント

- (1) 事業所における職員間及び利用者、利用者家族、関係機関等においてハラスメント
が発生しないよう取り組んでいく
- (2) ハラスメント防止のための基本方針徹底やハラスメント研修を実施
- (3) 事業所において、職員間及び利用者、利用者家族、関係機関等でハラスメントが発
生した場合は速やかに相談、報告を行うものとする

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から改定する。

この規程は、令和4年12月1日から改定する。

この規程は、令和5年6月1日から改定する。

この規程は、令和6年1月4日から改定する。

この規程は、令和6年4月1日から改定する。

この規程は、令和7年8月1日から改定する。